

なわて 議会だより

第 155 号
発行 四條畷市議会
編集 議会だより編集委員会
電話 072-877-2121(代)

平成23年

第3回定例会

議員が兼ねる審議会等の委員の報酬を支給しないとする一部改正条例を制定

平成23年第3回定例会は、9月9日から22日までの14日間の会期で開会しました。

この定例会では、市長から提出された平成22年度各会計の決算認定をはじめ、専決処分

の承認、税条例などの一部改正3件、遺児給付金条例などの廃止3件、平成23年度一般会計などの補正予算3件、同意1件と議員から提出された特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の審議を行い、平成22年度一般会計歳入歳出決算の認定については閉会中の継続審査としたほかは、それぞれ議決しました。また、任期満了に伴う選挙管理委員及び補充員の選挙を行いました。



四條畷中学校太陽光パネル（決算特別委員会現地視察にて）



審議結果一覧

審議結果	案件名
承認	専決処分の承認を求めることについて（四條畷市税条例等の一部を改正する条例の制定について）
賛成多数	平成22年度四條畷市一般会計歳入歳出決算の認定について
継続審査	平成22年度四條畷市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
賛成多数	平成22年度四條畷市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
承認	平成22年度四條畷市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
賛成多数	平成22年度四條畷市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
承認	平成22年度四條畷市水道事業会計決算の認定について
承認	平成22年度四條畷市下水道事業会計決算の認定について
全会一致	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例及び四條畷市ラフホテル及びばんご店の建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
全会一致	四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部を改正する条例の制定について
全会一致	四條畷市税条例の一部を改正する条例の制定について
全会一致	四條畷市遺児給付金条例を廃止する条例の制定について
賛成多数	四條畷市敬老金条例を廃止する条例の制定について
賛成多数	四條畷市障害者福祉金条例を廃止する条例の制定について
原案可決	平成23年度四條畷市一般会計補正予算（第2号）
原案可決	平成23年度四條畷市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
原案可決	平成23年度四條畷市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
全会一致	教育委員会委員の任命について
全会一致	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

四條畷市議会基本条例(原案)に対する意見募集

四條畷市議会では、市民に開かれた議会及び議員活動の活性化と充実を目指し、議会運営と議員に係る基本事項を定めた「四條畷市議会基本条例」の制定に取り組んでいます。この度、条例(原案)がまとまりましたので、本案に対する皆様からのご意見を次のとおり募集します。



議会基本条例(原案)に対する皆様からのご意見を募集いたします。

案 件 名	四條畷市議会基本条例(原案)		
対 象	市内在住・在勤・在学の人、市内に事業所を有する個人または法人及びその他本市に関わりのある方		
意見募集期間	平成23年12月15日(木曜日)～平成24年1月16日(月曜日)必着		
意見の提出先	【担 当 課】 議会事務局 【所 在 地】 〒575-8501 四條畷市中野本町1番1号 【電 話 番 号】 072-877-2121<代表>、0743-71-0330<代表>(内線222・223) 【FAX番号】 072-876-0113 【電子メール】 gikai@city.shijonawate.lg.jp		
意見提出方法	意見提出用紙に住所・名前・電話番号を記載(必須)の上、次のいずれかの方法により提出してください。 ・書面を持参 ・FAX *意見提出用紙は、市役所本館3階議会事務局・市役所本館2階情報公開コーナー・田原支所・四條畷図書館・田原図書館に設置しています。また、ホームページにも掲載しています。 ・郵送 ・電子メール		
注 意 事 項	・提出された意見は公表します(個人情報等に該当する部分を除きます。) ・意見に対して、市議会は個別には回答しません。 ・意見に対する市議会の考え方を、議会事務局・情報公開コーナー・田原支所・ホームページで公表します。 ・賛否のみの意見や、趣旨の不明瞭な意見については、市議会の考え方を示さないことがあります。 ・意見提出用紙の枚数が2枚を超える場合は、意見の要旨をつけてください。		



四條畷市議会基本条例(原案)

なお、原案の詳細(解説付き)につきましては、市ホームページのほか、議会事務局・市役所本館2階情報公開コーナー・田原支所・四條畷図書館・田原図書館にて閲覧できます。

四條畷市議会基本条例(原案)

目次

前文

第1章 総則(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条 第4条)

第3章 市民と議会の関係(第5条 第8条)

第4章 議会と行政の関係(第9条 第11条)

第5章 委員会の活動(第12条)

第6章 自由討議(第13条)

第7章 政務調査費(第14条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条 第18条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第19条 第21条)

第10章 最高規範性及び見直し手続(第22条 第23条)

附則

地方議会は、今、新たな活性が求められる時代にあつて、二元代表制のもと、首長や執行機関との立場や権能の違いをふまえた緊張関係を保ち、市の政策決定や事務の執行を監視する役割又立法機能を十分に発揮しながら、日本国憲法に定める真の地方自治の実現を目指す責任と権限を担っています。

四條畷市議会(以下「議会」という。)は、市民の意思を代弁する合議機関であり、個々を尊重し合う民主的な政治の場として、その責務を全うすべく、議会の公正性と透明性を堅持し、市民の福祉向上のために活動します。

四條畷市は、多くの歴史的遺産と飯盛山系の緑にめぐまれた楠の香豊かなまちとして、夢と希望が輝く活力都市と歴史をいかしたにぎわいのあるまちを目指しています。

議会は、この四條畷を市民と協働でさらに発展させ、市民が安心して暮らせる住みよいまちにするため、市民に

開かれ、身近で信頼される活力ある議会の実現に全力で取り組むことを決意し、ここに四條畷市議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会運営及び四條畷市議会議員(以下「議員」という。)に係る基本事項を定めることにより、市民に身近な開かれた議会及び議員の活動の活性化と充実を目指し、合議制の意思決定機関としての議会の果たすべき役割を明確にすることをもちつて、四條畷市民の福祉の向上と市政の伸展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 市民の代表により構成されていることを常に自覚しつづつ、公正性・透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

(3) 市民に分かりやすい言葉及び表現を用いた説明及び議会運営に努めること。

(4) 議会運営に関わる規則、先例及び申合せ事項は、継続的に見直しを行うこと。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制による機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を行うこと。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見及び要望を的確に把握し、

議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
 (3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、政策立案能力を高め、議員提案による条例制定に努めること。

第4条 (会派) 議員は、同一の政策理念を有する他の議員と議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催する。

第3章 市民と議会の関係

第5条 (市民参加及び市民との連携) 議員は、その有する情報を市民に対して積極的に発信し、説明責任を十分に果たさなければならぬ。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
 3 請願及び陳情は市民による政策提言と位置付け、その審議並びに調査にあたっては、参考人として意見を直接求めることができる。

第6条 (議会報告会) 議会は、議会主催の議会報告会を開催し、市政全般に関する課題について、市民と意見交換を行うものとする。

2 議会報告会に関するものは、別に定める。
第7条 (委員会の公開) 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議を公開する。

第8条 (態度表明) 議会は、すべての議案に対する各議員の態度を公表するとともに議員の活動に対する市民の評価に資する情報の提供に努めるものとする。

議会の構成員として市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
 (3) 自己の能力を高める不断の研さんにより、政策立案能力を高め、議員提案による条例制定に努めること。

第4章 議会と行政の関係
第9条 (議員と市長等執行機関の関係) 議会の執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)との関係は次項から第4項までに掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 本会議における議員と市長等との質疑、質問、答弁は、一問一答方式を積極的に活用することにより、論点及び争点を明確にし、市民により分かりやすい効率的な議事運営を図るよう努めるものとする。

3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

5 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならない。

第10条 (議会審議における政策情報の提供) 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における政策情報を整理し、当該政策の水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性並びに関係する法令及び条例等
- (6) 政策の実施に係る財源措置
- (7) 将来にわたる政策の効果及び費用

第11条 (予算及び決算の審議) 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じ、市長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい資料の作成及び説明を求めるものとする。

第5章 委員会の活動
第12条 (委員会の活動) 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努め、委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員会報告については、簡素で分かりやすい報告書の作成に努めるものとする。
 3 議会は、委員会の運営に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用し、市民の専門的又は政策的識見等を議会に反映させるよう努めるものとする。

第6章 自由討議
第13条 (自由討議の保障) 議長及び委員会の委員長は、議会在言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議の機会を設けることができる。

第7章 政務調査費
第14条 (政務調査費の執行及び公開) 議員は、政務調査費が議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものであることを認識し、その執行に当たっては四條畷市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第11号)を遵守しなければならない。

2 議会は、政務調査費の収支報告書及び関係書類を公開し、毎年1回、同報告書の写しをなわて議会だより及び市ホームページに掲載するものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備
第15条 (議員研修の充実強化) 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努め、市政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、学識経験を有する者等による調査及び研修をすることができる。

第16条 (議会事務局の体制整備) 議会は、議員の政策形成及び政策立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化に努めるものとする。

第17条 (議会図書室の充実) 議会は、議員の政策形成及び政策立案の能力の向上を図るため、議会図書室の図書及び資料の充実を図るものとする。

第18条 (議会広報の充実) 議会は、議会及び市政に対する市民の関心を高めるため、なわて議会だより及び市ホームページ等を活用し、議会情報の提供に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理
第19条 (議員の政治倫理) 議員は、市民の厳粛な信頼を受けた市民全体の奉仕者として、その倫理性を常に自覚し、公正、誠実に活動するものとする。

第20条 (議員定数の改正) 議会は、議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に考慮し、その定数は、四條畷市議会議員定数条例(平成14年条例第23号)に定めるものとする。

第21条 (議員報酬) 議会は、議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点並びに市政における議員の活動、役割及び責任等を十分に考慮するとともに、市民の客観的な意見を参考にし、その報酬額は、四條畷市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年条例第15号)に定めるものとする。

第22条 (最高規範性及び見直し手続) この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する条例、規則等の制定及び改廃においては、この条例の趣旨が反映されなければならない。

第23条 (見直し手続) 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含め、必要な措置を講じるものとする。
 3 この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附則
 この条例は、公布の日から施行する。



本会議討論

専決処分(市税条例等の一部改正)の承認

地方税法等の一部改正により、寄附金税額控除の適用下限額が引き下げられ、個人住民税等の秩序犯に係る過料の引上げ等の罰則の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものです。

反対

日本共産党市会議員団 そもそもも国の地方税法の改正の考え方も、財界の要望に応え、国際競争力の強化、規制緩和の推進を支援するものとなっていることに大きな問題がある。この条例改正は資産家に対する証券優遇税制を2年間延長するものである。まずは、国民の暮らしと雇用を最優先することである。さらに、納税者に対する罰則の強化が盛り込まれており、人権を無視した差し押さえなどの乱暴な権力行使が懸念されることから、一部に賛成できる項目も含まれるが、「反対する」。

賛成

四條磯維新良政会 個人住民税

等の秩序犯に係る過料の引き上げは、納税の義務、公平・公正な税負担を徹底する観点から、一定の効果が期待できるものであり、特に問題視すべき内容ではないと考える。加えて市税を滞りなく納めている市民からすれば社会通念を逸脱する措置ではない。また、株式の譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例を2年間延長したことについて、一部に高所得者優遇との指摘があるが、現在の経済状況を受けた改正であると理解しており、賛成する。

賛成

会派に属さない議員 日経平均の経済に対する影響は大きく、株式市場に人が戻ってくるよう政策誘導したのが、今回の証券優遇税制の延長である。株価の動向は国民のマインドに与える影響が大きく、誰もが気にする経済指標である。株価と物価はほぼ比例関係にあり、株価を上昇させ、適度な物価上昇を起こすことは経済にはプラスに働くと考ええる。また、最近の円高の中、日本企業に直接お金の集まるような仕組みづくりが必要で、証券市場を政策的に活性化する必要があるので、賛成する。

平成22年度 国民健康保険 特別会計歳入歳出決算の認定

本決算は、予算減額63億9100万9千円に対し、収入済額が収入率91・9%の58億7620万円、支出済額は執行率90・9%の約58億1117万7千円で、差し引き実質収支は6502万3千円の黒字決算となったものの、単年度収支額は2725万4千円の赤字となったものです。

反対

日本共産党市会議員団 高すぎる国保料を引き下げられるためには、国庫負担の増額等を国に要望することを求める。また、資格証明書の発行は経済的理由による手遅れ死亡を生み問題である。せめて資格証で病院にかかっている世帯には直ちに保険証を発行し、市民の命と健康を守る自治体としての役割を果たすよう強く求める。また、差押えの大幅な強化も社会保障制度からみて重大な問題である。医療費の縮小のためには早期発見・早期治療が重要で、健診事業の充実を図るべきと述べ、反対する。

賛成

四條磯維新良政会 生活習慣病の予防を目的とする特定健診などの事業も引き続き実施しており、また、人間ドック受診助成事業では、脳ドック助成を開始したこと等により、受診者数が大幅に増加している。疾病予防、健康づくりの推進への取組みに一定の評価をするものである。また新設された徴収対策課による滞納者への納付依頼、財産の差押えなどの実施により、全体の収納率は0・5ポイント上昇しており、評価できる。レセプト点検の強化と医療費の適正化に努めるよう要望し、賛成する。

賛成

市議会公明党 調定額に対する収入率は、徴収対策課が新設されたこともあり、医療給付費は前年度より現年分で0・4%の増、滞納繰越分で2・7%の増と一定の成果を上げており、評価する。社会情勢から保険料の徴収も困難となっているが、よりきめ細かな相談体制を期待する。人間ドック助成事業では、新たな市内の実施機関の追加や脳ドック助成事業の開始により、受診者数が大幅に増えたことは評価する。保険の一元化を押し進め、予防医療の拡充をさらに進めていくよう要望し、賛成する。

反対

平成22年度 後期高齢者医療 特別会計歳入歳出決算の認定

本決算は、予算現額4億5483万9千円に対し、収入済額が収入率89・9%の4億897万1千円、支出済額は執行率88・1%の4億84万8千円で、差し引き実質収支は812万3千円の黒字決算となり、また、単年度収支額も同額の812万3千円の黒字となるものです。

日本共産党市会議員団 民主党政権は後期高齢者医療制度に代わる新制度への移行を打ち出したものの、結局、高齢者への差別医療は解消されずに問題は先送りとなっている。年齢による差別医療制度そのものが高齢者の負担を増やし、受診抑制を生んでいる現状があることから、本制度は廃止し、元の老人保健制度へ戻すべきと考える。その立場から、本制度そのものが問題であると指摘し、反対する。

市立なわてふれあい教室 条例の一部改正

受益者負担の適正化を図るため、ふれあい教室の利用料を現

行の児童1人につき月額5千円から月額7千円に増額し、経過措置として平成27年3月までは月額6千円とするものです。

反 対

日本共産党市会議員団 保護者

アンケートで値上げは受け入れられないとする意見が3割を超えていることは大きな問題であり、市はこうした声を十分受け止めていない。また、今のままでも保護者が必死に家計をやり繰りしている状況で、さらに子ども手当も縮小される中、子育て世代には二重のしわ寄せとなることから、このような値上げは認められない。

行財政改革というなら長期の随意契約の見直し等を進め、子育て支援に必要な費用は市が負担すべきと述べ、反対する。

反 対

会派に属さない議員 なわてふ

れあい教室条例が施行された平成12年4月以前は、昭和49年に留守家庭児童会として、平成9年からは現在の放課後児童クラブ事業として設置され、利用料は無料であった。なわてふれあい教室条例の施行により、利用料が無料から月5千円となり、

激変緩和策として3年間は4千円とするとされたが、無料から有料となったこの時と利用料を7千円に増額する今回は、同じ激変緩和とはいえない。今回、6千円に増額する改正でなかったことに対し、反対する。

賛 成

市議会公明党 ふれあい教室の

利用料は、近隣市と比べても特別高額とはいえない。利用料が低い市においては土曜日の利用料の別途負担を求めたり、時間延長分を負担してもらっている。本市では、開設時間中は他市の延長時間まで利用でき土曜日の利用料の負担もない。今後の厳しい財政状況を考えると、受益者にも少し負担してもらうことは致し方ないと考えるが、その分、待機児童の解消に取り組み利用時間の延長を検討するとともに、児童の安全のための人員確保を強く要望し、賛成する。

賛 成

四條畷維新良政会 本市の財政

状況は、まだまだ健全であるとは言いがたい。また、東日本震災の復興財源の関係で特別交付税の大幅な減少が想定され、平成23年度決算は非常に厳しいも

のになると考える。今後の安定した財政運営を考慮すると財源確保は急務な課題であり、ふれあい教室の教室数の増加や時間延長による人件費をはじめとした運営経費の増加に伴い、長年据置となっていた利用料を見直すことは理解できる。保護者に対しては十分に周知し理解を得るよう要望し、賛成する。

賛 成

畷市民クラブ 財政健全化法に

よる受益者負担の考え方や運営コストの増加等を鑑みると、値上げの算定は妥当である。また、3年間の激変緩和措置やひとり親家庭に対する配慮等も理解できる。近隣市の状況からも本市が突出して市民に大きな負担を強いようとするものでもなく、特色を出した行事内容等により魅力ある教室づくりにも努めている。極めて弾力性のない財政状況や、東日本大震災の影響で特別地方交付税の大幅削減が想定されることから、値上げはやむなしと考え、賛成する。

遺児給付金条例の廃止

母子自立支援員の配置によるひとり親家庭の自立に向けた支援施策の充実等、ひとり親家庭

に対する児童福祉施策が充実したことにより、遺児の福祉の増進を図ることができるようになったため、遺児給付金を廃止しようとするものです。

反 対

日本共産党市会議員団 遺児給

付金の平成22年度における給付総額は21万5千円とその額はわずかで、こうした福祉までカットするのは、市は極めて冷たい姿勢と言わざるを得ない。

一般会計決算は赤字が続いており、このような予算を削らなくても財政危機に陥ることはない。年間20万円程の予算なら議員の審議会等報酬不支給の来年度効果額見込み34万5千円で賄える計算であり、市独自で行う事業を次々と切り捨てることは認められず、弱い者いじめともいえる内容に反対する。

賛 成

四條畷維新良政会 平成14年の

法改正により、ひとり親家庭への支援の国の考え方が今までの給付による経済的支援から総合的な自立支援へと転換された。

これに基づき本市でもひとり親自身の能力の向上に対する支援などの自立支援事業が推進さ

れてきた。さらに、なわて子どもプランに基づき、ひとり親家庭の自立に向けた支援策の充実を図っていく方向へ転換したいとの市の考えであった。今後、より一層充実した児童福祉施策を展開し、児童福祉の増進を実現するよう要望し、賛成する。

敬老金条例の廃止

高齢者が地域の活動に参加し、交流を深めることができるよう実施する「地域支え合い体制づくり事業」をはじめ、地域に根差した高齢者施策への転換を図ることで、高齢者の福祉の増進を実現するために敬老金を廃止しようとするものです。

反 対

日本共産党市会議員団 本市の

敬老金は77歳、88歳、99歳の人に1万円を、100歳以上の人に2万円を支給するもので、平成22年度の支給対象者は520人で、給付総額は537万円と、長寿を喜ぶ高齢者の方たちが楽しみにされている事業であるが、これを廃止しようとしていることを高齢者の方たちは、ほとんど知らない状況である。高齢者の楽しみを奪う敬老金の廃止は、弱者の切り捨てであり、認めるこ

とはできないと述べ、反対する。

賛成

市議会公明党 敬老金を支給しているのは、北河内7市では本市のみである。これからますます高齢化が進んでいく中、本来であれば高齢者の方々が楽しみになっている敬老金を継続したいところではあるが、そのような時代には、高齢者の方々が地域との関わりを保ち、孤立しないようにすることがより大切であると考える。そのため苦渋の選択ではあるが、地域支え合いづくり事業を根付かせることで、生涯にわたり元気で楽しい時間を過ごせる対策をしっかりと取り組むよう要望し、賛成する。

賛成

四條畷維新良政会 超高齢化社会が目の前に来ている中、高齢者の介護予防は重要な課題であり、健康で生きがいのある生活ができるよう支援することは行政の大きな役割であると考え、この度計画されている「地域支え合い体制づくり事業」の実施により、多くの高齢者の方々に充実した高齢福祉サービスを提供する方向に施策転換を図ることに大いに期待するものである。

この事業を地域に根付かせ、多くの高齢者が集い、コミュニケーションを図る場としてもらうよう要望し、賛成する。

障害者福祉金条例の廃止

障がい福祉サービスの拡大、相談体制の充実、就労支援体制の整備等による障がい者施策の充実により、障害者福祉金の増進を図ることができるようになったことから障害者福祉金を廃止しようとするものです。

反対

日本共産党市会議員団 本市の障害者福祉金は、重度障がい者に対し年1回5千円を支給するもので、平成22年度の支給対象者は1078人で、給付総額は539万円であった。経済的に大変な重度障がい者やその家族を少しでも支えるために市が援助していた施策を切り捨てるのは、まさに弱者の切り捨てである。

賛成

行財政改革というのであれば、市民の暮らし、福祉を最優先とする改革へ転換するよう求め、反対する。

四條畷維新良政会 本市の障がい者福祉サービスの現状は、障がい者自立支援、日中一時支援事業等の充実により、障がい福祉関係の扶助費の決算は大きく増加傾向となっている。平成22年度には長年の懸案であった日中一時支援事業を開始し、また障がい者雇用の促進を目的とする市庁舎内での障がい者インタースhip事業を開始するなど、新規事業にも取り組んでいる。障がい者の立場に立った施策の展開と福祉環境に強いまちづくりに努力してもらうことを要望し、賛成する。

賛成

市議会公明党 障害福祉金の創設以来43年が経過する間に、居宅介護等、障がい福祉サービスは拡充されてきた。また、平成22年度には障がい児等の日中の活動の場を提供する日中一時支援事業も開始されるなど、障がい者に対するサービスは大きく拡充された。さらに、北河内で福祉金を実施しているのは本市のみという状況も考慮する必要がある。現金給付からサービスの拡充へという市の方向性は一定理解でき、障がい者サービスのより一層の充実と丁寧な周知を要望し、賛成する。

特別委員会の中間報告

去る平成23年6月23日に設置した議員定数及び報酬等特別委員会は、9月21日に中間報告を行いました。その内容を掲載します。

議員定数及び報酬等特別委員会は、議員に係る定数、報酬、政務調査費及び審議会委員報酬について調査研究するため平成23年第2回定例会の6月23日の会議において設置され、現在まで4回開催し、今日に至っております。

平成23年6月23日、第1回の議員定数及び報酬等特別委員会が開催され、正副委員長の互選及び閉会中の継続審査に付することについての協議が行われました。

7月26日に開催された第2回の特別委員会では、今後の運営方法などが協議され、その中で本特別委員会は、毎月2回を目途に開催することとし、少しでも多くの市民が傍聴しやすいように、そのうち1回は月末の午後7時からの開催とすることなどを確認しました。また、次回の会議では議員に係る審議会等委員報酬についての検討を行うこととなりました。

8月30日午後7時から開催された第3回の特別委員会では、議員に係る審議会等委員報酬についての検討が行われ、議員が

委嘱を受けて就任する審議会等の附属機関のうち、報酬が支給されるものについては議員報酬との重複であるとの観点から、審議会委員等の職を兼ねる議員については、その職に係る報酬は支給しないこととするなどが確認され、それに伴う条例改正等の取扱いについては、会派代表者会議に委ねることで決定をみました。また、次回の会議では、議員定数、議員報酬及び政務調査費の残り3項目のうち、議員定数について検討することとなりました。

9月13日に開催された第4回の特別委員会では、議員定数についての意見が出され、議員定数は現在の16人から4人減の12人とする案、2人減の14人とする案及び現状維持とする案が、それぞれ委員から提案されました。次回は、提案された各定数案について、さらに議論を深めることとなりました。

以上、これまで開催した4回にわたる特別委員会での検討状況をもちまして、中間報告と致します。

一般質問

一般質問は、9月21日と22日の2日間で、13人の議員が行いました。主な質問と答弁の概要について掲載します。

(質問順)

1 岡山 毅 議員

犯罪のないまちづくり、安心・安全な地域づくりについて

問 学校安全協議会による子どもたちの見守り活動をさらに発展させ、住民と行政が相互に補完していく新たな防犯対策事業を実施すべきと考える。具体的には、中学校校区に地域の安全確保と子どもが気軽に立ち寄り相談できる、地域交番の役割を果たす「子ども見守りボックス」を設置してはどうか。

答 現在、協働による地域社会の実現に向けて、地域ごとのまちづくり協議会の設立を進めており、防犯も取り組むべき課題の一つである。今後、協議会内で具体的な取組みがまとまれば、協議・調整に移行したい。
食の安全に着目した学校給食について
問 子どもたちが健全な体を作

り学ぶ力生きる力を身につけるために学校給食が果たす役割は非常に重要。安全で安心できる学校給食が求められる中、食材の選定・確認、衛生管理の手順とチェック体制はどうか。

答 食材については、安全かつ衛生的な食品の納入に万全を期すること等を登録業者に誓約させている。また、納品の際には衛生管理者が毎回品質検査を行い、安全性を確認する。衛生管理は、作業行程表に基づき調理時間の確認等を実施するなど、衛生管理の徹底に重点を置いたチェック体制を整備している。

ほかに、住民と行政との協働のまちづくりと各種審議会委員の委嘱、新ごみ処理施設の整備についての質問がありました。

2 吉田 裕彦 議員

(仮称)イオンモール四條畷について

問 イオンモールの誘致に係る進捗状況、文化財調査、開発計画概要の変更等については。

答 建設予定地は本年8月から埋蔵文化財調査に着手し、調査期間は平成24年12月までとなっている。また、8月にイオンモールから計画概要書が提出され、土地利用計画や道路交通計画等

も示されており、今後は、この計画について、関係機関等と協議・調整を行い、許認可手続きを完了し、平成26年春のオープンに向け支援していく。

問 計画地の北東部にある地権者の合意が得られていない土地についての市の対応は。

答 今後、地区計画や市街化区域編入の設定時において支障となることが予想されるので、イオンモールには今後も解決への努力を要請していきたい。

学校教育、土曜日の有効活用について

問 小中学校の学力向上の観点から、土曜日授業の実施についての考えは。

答 土曜日は学校教育法施行規則により休業日とされており、地域の方などとの連携による自然体験活動や総合的な学習の実施など、特別な必要がある場合を除き、授業が実施できないとされている。このことから、学力向上の方策としては、今年度から夏季休業日期間を短縮し、授業時間数を確保している。

ほかに、学校における防災訓練・防災教育についての質問がありました。

3 森本 勉 議員

初等教育へ充実に向けた予算の集中投資について

問 先に実施された大阪府学習状況調査についての見解は。

答 小学校では各学校で作成した学力向上プランに基づく取組みにより、府内平均と同等の平均正答率となり、一定の改善がみられた。中学校では、全教職員で学力向上に取り組んできたが、平均正答率と無回答率が依然改善されていない。学力向上には、教職員の授業力の向上が最も重要であると考え。今後については、現時点での学力の分析結果を十分検討し、具体的な対応策を考えていきたい。

問 いわゆるソフト面、人材の面での教育予算の拡大について市の見解は。

答 目標を設定した上で、子どもたちの教育水準や体力の向上に繋がる取組みが具体的に示されれば、財政当局としてもしっかりと考えていきたい。

地元業者育成に向けた入札制度のあり方について

問 公共事業の発注において、地元業者の育成のために、どのような措置を講じているか。
答 入札参加要件の緩和、業者

4 曾田 平治 議員

四條畷市における事業継続計画(BCCP)の策定について

問 行政として災害や事故発生時に復旧を最優先する業務を事前に特定しその復旧手順を計画化すべきであると考えますが、具体的な取り組みの検討は行っているか。

答 正式な業務継続計画の整備は考えていないが、最低限の行政サービスを提供するためには情報に係る業務の継続は必要不可欠であるとの観点から、東別館屋上に設置している非常用発電装置を活用した主要サーバーへの送電に向けた整備を進めているところである。具体的には、住民票・罹災証明を発行する市民課フロアと本庁の防災拠点となる東別館201会議室にも送

電する計画である。
効率的な行政運営の推進について

問 今後、近隣市との連携や各種団体等との協働による住民サービスへの提供、住民の視点に立った質の高い行政サービスの提供への取組みが必要と考えるが、今後の行政運営にどう取り組んでいくつもりか。

答 協働のまちづくり指針等により、住民と行政との協働を基本とした事業展開、住民サービスに際したサービス提供及び職員による地域貢献の推進等を位置付け、日常業務に当たっている。

今後も住民自治の確立を主眼とした行政運営を推進していきたい。

ほかに、学校図書館における人的・物的整備の推進についての質問がありました。

5 土井 一憲 議員

総合体育館アリーナの今後の整備計画について

問 建築後16年が経過した総合体育館の今後の整備計画は。

答 経年劣化により空調設備やトレーニング機器等の機能が低下しており、今後、継続的な改修等を進めていく必要があるが、多額の費用を要することから、

国の補助金の活用など、調査研究に努めていく。

問 仮にさらに空調設備の劣化が進み、50%しか空調設備が効かない事態に陥った場合に、万が一、熱中症で死亡者が出たらどうするのか。

答 確かに、このままでは快適に利用できる状況ではないので、今故障しているものを早期に改善していくことが一つの課題と考えており、できるだけ早期に財源等を確保して対応したい。

問 空調の設備も大事だが、市民に使ってもらうための施設内の整備はどうか。

答 体育施設にとられることなく、イベントホールとしての利用促進も検討していきたい。

土砂災害の発生恐れがある箇所に係る責任の所在と行政の関わりについて

問 清滝新町と清滝中町の一部路肩等の破損による土砂災害の恐れがある箇所についての責任の所在と行政の関わりは。

答 示された構造物等の管理責任者は民間の事業者で、その所有者の責任において対応すべきと考える。構造物等の上部には市道や児童公園があることから、所有者に対しては適正な管理に努めるよう今後も要請する。

6 山下 幸恵 議員

ごみの減量化を図るためのリユース事業の推進について

問 市のごみ減量化に向けた取り組みのほとんどがリサイクルに関するものと思うが、リユースの推進に向けても取り組みを進めるべきと考えるがどうか。

答 リユース事業としては、各家庭で不用となった家具等を引き取ってもらうイベントを年1回開催している。ごみの減量化はもとより、「もったいない」精神を育む上で非常に重要な事業と考えている。おもちゃや本などに特化したリユース事業を実施している例もあるので、本日も市民ニーズ等を調査し、さらなる取り組みを進めていきたい。

問 リユース事業の推進に向けての具体的なプランはあるか。

答 まずは市民のニーズを把握するために、来年度にアンケート調査を実施する予定である。

児童虐待の現状と今後の取り組みについて

問 摂津市においては虐待防止のための親支援プログラム等を実施し一定の効果が見られたようであるが、本市においても同様の取り組みを実施できないか。

答 摂津市では、いち早く認知

7 瓜生 照代 議員

児童・生徒の学力向上策について

行動療法を基礎としたファンフレズ等の支援プログラムを実施し、子ども自身に適応力などを身につけさせ課題となる行動を減らし、親には前向きな子育てや育児ストレスの軽減を図っている。本市においても有効であると考え、平成24年から取り組むべく、職員の養成と試行実施に向けて、本議会に事業費の補正予算を計上した。

問 大阪府学力・学習状況調査の結果概要によると、実に多くの児童生徒が基礎的分野を理解できていないという結果であった。学ぶ楽しみを知る子ども、確かな学力を身につける子どもに主眼を置き、学力向上策について伺う。本市の児童生徒の学力の状況と課題、それに対する現在の取り組みと今後の計画は。

答 本市の小学校の児童の学力は府とほぼ同じ傾向で国語・算数ともに知識・技能を活用する力と書くことに課題があり、中学校の生徒の学力は府平均より若干低い傾向で国語・数学に関しては知識・技能を活用する力と書くことに、英語も府平均よ

8 岸田 敦子 議員

コミュニティバスについて

問 議会に「コミュニティバスの運用に関する要望書」が提出され、5216人の署名を添え提出された市長あての陳情では、高齢者・通学者と一般乗車者に色分けした回数券の作成、朝夕の利用頻度の高い時間帯での増便、延着証明書の即時発

りも低い傾向で記述式に各々課題がある。課題への取り組みとしては、学力向上プランによる取り組みとともに、小学校では学生ボランティアや学習指導員、中学校では学生ボランティアを活用し、学習支援に取り組んでいる。今後の計画については、今回の調査結果を踏まえた児童及び生徒の学力についての分析結果を検証し、具体的な対策を講じていく。

問 学習指導員と学生ボランティアを各学校に分散せず、土曜日の午前中に何ヶ所かで、石川県能美市のようなフオーアツプ教室を開催してはどうか。

答 予算・人的には可能ではあると思うが、土曜日に限らずすることは難しい。方策の一つとして他の方法も併せて考えていきたい。

行の3点が要望されている。田原地区の過半数の方が賛同しているこの要望を市はどう受け止めているのか。

答 平成21年度には田原ルートの大幅な増強を行い、今年度からは早朝便1便の増便を行った。しかし、今回の要望で、田原地域の住民がコミュニティバスに対し、さらなる利便性と快適性を求めていることが明らかに

なった。改善要望の具体化には根本的な対応が求められているため、平成26年度契約更新時に向けて検討していきたい。

地域防災計画の見直しと放射能汚染に関わる問題について
問 焼却場の煙突から排出される排ガスは最大限で考えると1キ口から3キ口という範囲に及んでいくという担当課の回答もあった。近くには田畑もあり、3キ口という範囲には小中学校もあることから、いろいろな影響が考えられる。そのような中、被災地のごみの受け入れに関しては、放射線量がゼロだと証明できない限り受け入れるべきではないと考えるがどうか。

答 被災地の方々のことを考えると積極的に取り組む思いではあるが、まず市民の安全を第一に以降の判断を行っていきたい。

9 平野 美治 議員

岡山区鳥ヶ池西周辺の道路拡幅について

問 岡山東四丁目から五丁目に向かう貴重な生活道路であり、とにかく車の行き交いが困難で2車線化は地元住民の長年にわたる大きな願いである。東側にある池の端を工夫することで2車線を確保できないか。

答 市道岡山東四丁目1号線の拡幅工事についてはこれまで道路拡幅、歩道設置の要望があった。過去には、道路拡幅等について地元関係者等と調整を行った経過があるが、鳥ヶ池の堤防保護等から協議が進展せず、事業の実施には至らなかった。前回から状況等も変化しているので、再度、地元関係者と協議・調整を行っていきたい。

都市計画道路雁屋畑線の全体計画の見直しについて

問 雁屋畑線については、昭和39年に都市計画を行い、平成8年の事業認可の決定からでも約15年という歳月が流れている。

供用開始は平成25年というところであるが、外環状線から府道四條畷停車場線までの区間で完成までに17年もの月日と総事業費33億8千万円を要することに

なる。

さらに、畑中までの残りの区間の完成には、25年、43億円が必要となるが、市の財政が極めて厳しい中、費用対効果を考えて、残事業を見直してはどうか。

答 府の都市計画道路の見直しに伴い7月に立ち上げた市内の検討委員会において、都市計画道路雁屋畑線の見直しについては多角的に検討を進めたい。

10 佐藤 誠 議員

道徳の授業について

問 道徳授業のうち、「礼儀の意義を理解し、時と場に合った適切な言動をとること」と「日本人としての自覚を持つて国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献すること」について、具体的にどのような計画し、実施するつもりか。

答 各学校は学習指導要領に記載された道徳の内容に基づき、全体計画を策定し、これにより年間指導計画を作成し、道徳の時間で指導している。また、学校の教育活動全体を通じて指導することとなっており、来校者への対応や職場体験学習等を通じた指導も行っている。
平成24年度から実施する武道授業

業における教員に対する講習等の取組みについて

問 武道教育における教員に対する講習等の取組みは、

答 市内すべての中学校が実施することとした剣道授業に対する準備として、中学校体育教員全員を対象とした講習会を実施したが、これだけでは十分とは言えないので、今後も引き続き講習会の実施を計画していく。

問 剣道を正しく教えるには高い専門性が必要とされ、運用を間違えると事故の発生等につながりかねない。講習等については、積極的に実施されたい。

答 昨年度1名が府の講習を受講したが、今年度は受講していない。来年度については、各学

校長に指導していきたい。

11 島 弘一 議員

健康管理・労務管理について

問 行財政改革により職員数も相当減っており、給与水準も平成22年度の本市のラスパイレス指数は91・5%と低く、府内の町レベルの上位にも及ばない状況である。

このような状況下でも、行政サービスの提供者である職員は、

市民のニーズに添えていくために、全力で公務を遂行しなければならぬことから、メンタルヘルス不全に陥る職員がいてもおかしくはないと考えます。

職員の健康管理・労務管理は、メンタルヘルスを含めてどのような推進体制で行っているのか。
答 作業環境管理、作業管理、健康管理とこれを支える労働衛生管理体制、労働衛生教育の5つの柱で労働衛生管理の推進を図っている。

メンタルヘルス対策では、職員研修や職場復帰支援に取り組んでおり、併せて、労務管理とワーク・ライフ・バランスの促進を図る観点から、時間外勤務の抑制を図り、職員の健康管理に努めている。

問 現在メンタルヘルス不全により長期休業となっている職員は何人か。

また、その人数に対してどのような認識をもっているか。

答 現在4人の職員が休業している。

メンタルヘルス不全は本人の健康はもちろん、業務に支障が生じたり、他の職員に大きな負担がかかる可能性があることから、今後もメンタルヘルス対策を継続的に取り組んでいきたい。

12 渡辺 裕 議員

防災対策について

問 防災行政無線が聞こえにくい地域の状況と対策はどうか。

答 放送が聞こえにくい地域については、平成21年に屋外子局を増設し、概ね改善されたと考ええる。なお、非常時にはサイレンを鳴らし、最大ボリュームで放送を行うこととしている。

リースについて

問 リースと買い取りのどちらを選択するかについては、メンテナンス費用等を含めたトータル的なコストでどちらが有利なのかをしっかりと比較した上で判断すべきと考える。東別館の空調設備工事について、当初予算はいくらで予定していたのか。

答 当初予算は、工事費・メンテナンス費用を含むリースを前提とした6千万円である。

買い取りとした結果、約3178万円となり、当初予算の6千万円よりも約3千万円安くなっている。その大きな理由としてリースと買い取りの入札から生じる問題があると考えられる。リースと買い取りでは、

傾向にある。だからこそ、今後空調設備などの価格の高いものを購入する場合には、買い取りとリースのどちらが市にとって有利かを比較して、どちらにするか選択すべきであると考えらるがどうか。

13 阿部 佳世 議員

「ふれあい教室」の運営について

問 国においては税と社会保障の一体改革や子ども・子育て新システムなどの改革案が国民不在で進められようとしている。

本市でも、ふれあい教室の値上げ等に象徴されるように、子育て支援に対する市の姿勢が子ども本位、保護者や市民の立場でなされているかは疑問である。子ども・子育て新システムの間取りまとめがなされる中で、今後のふれあい教室の運営、子どもたちの放課後対策をどのように考えていくのか。

答 中間取りまとめによると、放課後児童クラブは、4年生以上のニーズを踏まえた基盤整備や質の確保のための国基準の設

定が明記されている。本市のふれあい教室は、1年生から6年生までの児童を受け入れ、児童館としての機能を持たせており利用者のニーズに応じた運営に努めている。今後も国の動向を注視しながら、さらなる充実を図っていきたい。

産業振興について

問 産業振興ビジョンの実現のためのアクションプログラムの作成とその進捗管理は。

答 現在、アクションプログラム案を作成し、庁内関係部署からの意見照会を実施している。

今後、各産業の代表者等で組織する協議会を設置し、それぞれの見地から意見をもらい、進捗管理を行う予定である。

ほかに、「教育基本条例」、「子ども条例」の制定についての質問がありました。

選挙管理委員及び補充員の選挙

10月31日をもって任期満了となるため、9月9日に選挙を行いました。その結果、次の方々が当選されました。(敬称略)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 【委員】 | 景山 隆光 | 平井 正明 |
| 【補充員】 | 信田 通子 | 山本 崇二 |
| | 山本 道隆 | 猿谷 幸子 |
| | 北條 秀司 | 奥村由美子 |

人事案件

教育委員会委員

三牧てる子氏は平成23年9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き選任することに同意しました。

議会を傍聴しましょう!

本会議・委員会開会当日、受付にて住所・氏名を記入するだけで簡単に傍聴できますので、お気軽にお越しください。詳細につきましては議会事務局までお問い合わせください。

平成23年第3回定例会の傍聴者数は、延べ51人でした。

議会日誌

11月

- 1~2日 総務建水消防常任委員会 行政視察
- 4日 議会運営委員会
- 7日 四條畷市交野市 清掃施設組合議会
- 8~10日 決算特別委員会
- 11日 大阪府市議会議長会総会
- 17日 議員定数及び報酬等特別委員会
- 18日 大阪府市議会議員研修会
- 21日 議会全員協議会
- 22日 大阪府後期高齢者医療広域連合議会
- 25日 北河内4市 リサイクル組合議会
- 28日 観光資源及び地域資源の保護と活用特別委員会
- 29日 会派代表者会議 議会運営委員会 議員定数及び報酬等特別委員会

12月定例会の予定 本会議

【会期 12月6日(火)~16日(金)】

12月16日(金) 一般質問(最終日)

時間: 午前10時から
場所: 本館3階議場

日程は変更される場合がありますので、詳しくは議会事務局へお問い合わせください。
TEL 072-877-2121(代表)
TEL 0743-71-0330(代表)
(内線222・223)

